

郡山市河川管理施設（洪水調節池）除草協力会要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市が管理している洪水調節池について地域住民が快適に暮らせるように郡山市と洪水調節池周辺等の地域住民が協力して、地域美化活動の精神を普及するとともに、洪水調節池管理の適正化の向上に資することを目的とする。

（河川管理施設（洪水調節池）除草協力会）

第2条 前条の目的を達成するため、市が管理する洪水調節池を対象として河川管理施設（洪水調節池）除草協力会（以下「協力会」という。）を結成するものとする。

（協力会の組織）

第3条 協力会は、洪水調節池周辺の地域住民をもって組織するものとする。

（協力会結成の届出及び承認）

第4条 協力会を結成する代表者は、協力会結成届（第1号様式）に会員名簿（第2号様式）を添えて市長に届出るものとする。

2 市長は、届出の内容を審査し、適当と認めたときは、協力会承認書（第3号様式）により代表者に通知するものとする。

（協力会の活動内容）

第5条 協力会は、第1条の目的を達成するために次に掲げる活動を行う。

（1）洪水調節池の除草

（2）洪水調節池の見回り

（役員）

第6条 協力会に、会長、副会長及び会計を置く。

（提出書類）

第7条 会長は、毎年度末、協力会活動計画書（第4号様式）及び協力会実績報告書（第5号様式）を市長に提出するものとする。

（変更届）

第8条 会長は、役員を変更したときは、協力会役員変更届（第6号様式）により、市長に届出るものとする。

（連絡窓口）

第9条 協力会管理活動に伴う連絡は、建設部河川課を窓口とする。

（助言又は援助）

第10条 市長は、協力会の運営又は活動に関し、必要な助言又は援助をすることができる。

（協議会）

第11条 市長は、各協力会の会長をもって組織する協議会を年1回、年度末に開催する。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年 11 月 1 日から施行する。